(趣旨)

第1 この要領は、長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例(平成27年長野市条例第3号。以下「条例」という。)別表の1に掲げる長野市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会(以下「検証委員会」という。)の運営に関し、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(検証の目的)

第2 重大事故の検証は、重大事故の事実関係を把握し、重大事故に遭った子ども、 保護者等の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を 検討することを目的とする。

(所掌事務)

- 第3 検証委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 重大事故について必要な調査、ヒアリング等を行い、重大事故の発生原因を分析すること。
 - (2) 重大事故の再発防止のために必要な改善策を検討すること。
 - (3) 重大事故の発生原因の分析結果及び改善策を市長に報告すること。
 - (4) その他重大事故の検証に関し必要な事項

(組織)

- 第4 検証委員会の委員は、特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止に知 見のある次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 医師
 - (3) 弁護士
 - (4) 教育·保育関係者
 - (5) 栄養士

(会議の報告)

第5 委員長は、検証委員会の会議が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第6 検証委員会の庶務は、こども未来部保育・幼稚園課が行う。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、委員長 が会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。